

平成 30 年度

# 看護師特定行為研修

## 募集要項

【創傷管理関連】



## I 公益財団法人星総合病院の概要

### 1. 公益財団法人星総合病院の理念

#### 『 醫靈 』

これは辞書には載っていない語である。創始者星一郎が、私達の持てる力を最大限に発揮してもなお救えなかった人々の霊に対し、その霊をも醫（癒）したい、それが医道を歩む者が生涯持ち続けなければならない覚悟であるという信念が込められている。医療医学は科学であるが、その対象は情と心を持った人間である。このことを常に念頭におき、科学と人間の間を埋めることこそが私どもの使命である。医の原点を見据えながら「醫靈」という理念の具現化を図っていきたい。

### 2. 公益財団法人星総合病院の目指すもの

#### 『 おらが病院 』

医は人が人と向き合って成り立つ仕事である。従って医療技術は当然のことで、大事なことは愛の心、そこから生まれる信頼である。

「醫靈」はそれを一言にいい表した私どもの理念であり、その理念は保健、医療、福祉が一つのリンクに結ばれてこそ完成するものである。

私たちが目指すものは、「病気になってからくる病院ではなく、病気になるためにくる病院」づくりで、それがとりもなおさず、地域から愛され、頼りにされる「おらが病院」へつながることだと信じて研鑽している。

## II 研修概要

### 1. 看護師特定行為研修の概要

平成 27 年 3 月 13 日「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令」(厚生労働省省令 33 号)の公布を受けて、さまざまな領域で看護師が手順書により特定行為を行う場合に、必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修である。

※「特定行為」とは、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省省令で定められる 38 行為のものをいう。

### 2. 看護師特定行為研修の基本理念

特定行為研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者及び国民並びに医師及び歯科医師その他の医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならないものとする。

### 3. 公益財団法人星総合病院 特定行為研修指定研修機関の理念

当法人の地域医療支援病院としての役割は、高度医療の推進とともに在宅等の地域における医療の充実を図ることである。2025年問題を視野にこれからの医療の動向を見据えた地域医療を支える看護師の役割は大きく、様々な療養の場で安心、安全な医療を受けられる地域医療体制への貢献に努めていくことは必須である。

その中で、地域の教育機関としての役割の一つが、特定行為研修を修了した看護師を育成することである。高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとして役割を発揮すること、地域医療・へき地医療においても、適切な医療が適時受けられることは患者・家族への安心・安全・安楽に繋がる。在宅医療において患者中心の医療を提供することは重要であり、これらを実践させていくことを使命とする。

「おらが病院」として地域に愛され、頼りにされるために、地域の医療に貢献し、地域の教育機関として貢献する医療人を育てていきたい。

### 4. 看護師特定行為研修の目的

在宅を含む臨地の医療現場において、特定行為を行う看護師として、専門的な知識・技術・態度を身につけ、社会に貢献できる看護師を育成する。

### 5. 看護師特定行為研修の目標

- 1) 在宅を含む臨地の医療現場において、重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- 2) 在宅を含む臨地の医療現場において、特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎的な実践能力を身につける。
- 3) 在宅を含む臨地の医療現場において、患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- 4) 在宅を含む臨地の医療現場において、対象の問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- 5) 自らの看護の可能性を追求し、主体的に学び続ける姿勢と社会に貢献していく責任や役割のあることを自覚する。

### 6. 募集領域

創傷管理領域

### 7. 募集定員

3名

## 8. 区分別科目の目的・目標

### 【目的】

創傷管理に関する知識・技術・態度を習得し、在宅を含む臨地の医療現場において適正な判断の下、必要な行為を安全・安楽及び安心を基盤に実践することができる能力を身につける。

### 【目標】

- (1) 創傷の種類と特徴、創傷治癒過程とメカニズム及び治療について理解することができる。
- (2) 褥瘡や慢性創傷を有している患者の身体所見をアセスメントすることができる。
- (3) 褥瘡や慢性創傷に対しアセスメントを行い、医師の指示の下の手順書に従い、適正な判断で適切な処置を実施することができる。
- (4) 患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全・安楽に実践することができる。

## 9. 教育内容

研修は、全ての特定行為区分に共通する「共通科目」と、特定行為区分ごとに異なる「区分別科目」に分かれており、各科目、講義・演習又は実習を行う。

本学における研修形態は、「共通科目」の講義はe-ラーニングでの個別履修、演習・実習は対面での一斉授業となり、「区分別科目」は対面での一斉授業と演習、及び臨床での実習を中心とする。

### 1) 履修科目

科目		時間	備考
共通科目	臨床病態生理学	47 時間	
	臨床推論	45 時間	
	フィジカルアセスメント	45 時間	
	臨床薬理学	46 時間	
	疾病・臨床病態概論	61 時間	
	医療安全学	30 時間	
	特定行為実践	47 時間	
	小計	321 時間	
区分別科目	創傷アセスメント	14 時間	
	創傷管理と治療	13 時間	
	デブリードマン	30 時間	
	陰圧閉鎖療法	15 時間	
	小計	72 時間	
合計		393 時間	

### 2) 科目の一部免除について

- (1) 他区分の特定行為研修修了者に関しては、共通科目の受講の一部免除が可能である。

(本人からの申請後、規定に基づき特定行為研修管理委員会にて承認された場合のみ)

- (2) 認定看護師及び特定看護師（仮称）養成調査試行事業実施課程修了者等への科目履修の一部免除は原則実施しない。

## 10. 研修日程

平成30年4月～平成31年3月 (1年課程)

日程	内容	備考
平成30年4月	開講式	
平成30年4月～平成30年10月	共通科目	講義(e-ラーニング)・演習・実習・評価
平成30年5月～平成31年3月	区分別科目	講義・実習・評価
平成31年3月	修了判定	
平成31年3月	修了式	

## 11. 研修場所(施設)

公益財団法人 星総合病院 (星総合病院・ポラリス保健看護学院・星ヶ丘病院・町立三春病院)

- 1) 講義形態・内容により、星総合病院、ポラリス保健看護学院を使用する。
- 2) 星ヶ丘病院・町立三春病院は、実習施設として使用する場合がある。

## II 応募要項

### 1. 受講要件

受講申請にあたっては、次に定める要件を満たしていることとする。

- 1) 日本国内における看護師免許証を有していること
- 2) 受講申請時点において、看護師免許証取得後5年以上の実務経験を有していること
- 3) 所属(施設)長からの推薦があること(施設に勤務されている場合)

### 2. 選考方法

書類審査

### 3. 受講申請書類

- 1) 受講申請書 (様式1)
- 2) 履歴書 (様式2) 両面印刷したもの
- 3) 志望理由書 (様式3) 10.5ポイント 横書き 明朝体で記載 800～1600字程度
- 4) 課題レポート (様式4) 10.5ポイント 横書き 明朝体 1600字程度で記載
- 5) 看護師免許証の写し(A4サイズに縮小コピーしたもの)

※ 提出された書類は返却しない。

### 4. 書類提出方法

上記3の書類を、下記担当あてに「簡易書留」で郵送すること。

所定の様式(受講申請書・履歴書・志望理由書・課題レポート)はホームページよりダウンロードできる。封筒の表に「特定行為研修受講申請書類在中」と朱書きで明記すること。

【宛先】 〒963-8501

福島県郡山市向河原町 159-1

公益財団法人星総合病院 教育研修センター 特定行為研修担当 石原文香 宛

## 5. 書類提出期間

- 1) 平成 29 年 12 月 1 日（金）～ 平成 29 年 12 月 22 日（金）（当日消印有効）
- 2) 直接持参の場合は平成 29 年 12 月 22 日（金）17 時を提出期限とする。

## 6. 選考結果

平成 30 年 1 月下旬 合否通知は通知書を郵送する。

## 7. 受講手続き

- 1) 合否通知の際に詳細を案内する。
- 2) 受講にあたり看護職賠償責任保険の加入が必須である。

## Ⅲ 受講費用について

### 1. 研修受講料

500,000 円（消費税および地方消費税含む）

（ 共通科目：415,000 円 区分別科目：85,000 円 ）

※ 上記費用の他に、テキスト費用等が発生する場合がある。

### 2. 研修受講料振込期間

合否決定通知後より、平成 30 年 2 月 28 日（水）までに振り込むこと。

### 3. 振り込み先

銀行名：福島銀行 郡山営業部

口座番号：普通貯金 1029538

名義人：公益財団法人 星総合病院 理事長 星北斗

### 4. 注意事項

- 1) 振込手数料は受講申し込み者負担
- 2) 原則として入金後の返金はしない

## 【問い合わせ先】

〒963-8501

福島県郡山市向河原町 159-1

TEL 024-983-5511（代表） 内線 5054

TEL 024-983-5524（ダイヤルイン）

FAX 024-983-5526

E-mail [kyouiku2@hoshpital.jp](mailto:kyouiku2@hoshpital.jp)

公益財団法人星総合病院 教育研修センター 看護師特定行為研修担当 石原 谷口